

# 年金

## 国民年金保険料 社会保険料控除の対象です

町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

国民年金保険料は所得税および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成31年1月から令和元年12月までに納められた保険料全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要になります。このため、平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られる予定です。申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください(令和

元年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られる予定です)。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようきちんと納めましょう。

### 詳しいお問い合わせ

ねんきん加入者ダイヤル  
☎0570-0003-0004



染め物教室の様子  
(8月6日、中央公民館)

# 国保

## 11月は「ちば国保月間」 国保税は納期内に納めましょう

町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

国民健康保険(以下、「国保」)税は、みなさんの医療費に充てられる国保の貴重な財源です。国保税の納め忘れのないよう、納期限までに納付してください。

### 国保税を滞納しているとき…

特別な事情もなく長い間国保税を滞納すると、その期間に比べて次のような取り扱いに変更になります。いざというときに困らないよう、国保税は納期限内に納めましょう。

- ①国保税を納めないでいると、通常の保険証の代わりに**有効期間の短い保険証(短期証)**が交付されます。
- ②短期証発行後も納付相談などをせずに滞納状態が続くと、保険証の代わりに**資格証明書**が交付されます。医師にかかるときは、**医療費をいったん全額自己負担**することになります。
- ③さらに納付相談などをせずに滞納状態が続くと、**国保の給付が全部、または一部差し止め**になります。それでも納めないでいると、差し止められ

た保険給付額から滞納分が差し引かれます。

### 納付相談を行っています

やむを得ない諸事情で国保税の納付が困難な方は、滞納したままにせず、納付方法について早めに町民税務課収税係(☎77-13916)までご相談ください。

### 会社の保険に入ったら

就職などで社会保険などに加入して国保をやめるときは、14日以内に届け出が必要です。届け出を行わないと国保税と社会保険料が二重に賦課されてしまう場合があります。町民税務課国保年金係までご連絡ください。

